

事業環境の改善に向けたSJC建議事項

2011年 12月

ソウルジャパンクラブ

目 次

序 文	1
要 約	3
本 文	
1. 労働・労使関係分野（4 項目）	12
継続 4 項目	
2. 金融分野（3 項目）	20
新規 2 項目、継続 1 項目	
3. 知的財産権分野（22 項目）	25
新規 5 項目 継続 17 項目	
4. 個別要望事項（5 項目）	47
新規 4 項目、継続 2 項目	
5. 生活環境改善分野（1 項目）	56
継続 1 項目	
合計	35項目（新規 10 項目、継続 25 項目）

序 文

ソウルジャパンクラブ(SJC)は、1998年から韓国政府に対してビジネス上の隘路事項を指摘し、その改善を建議してまいりました。これまで韓国政府が建議に対して真摯にご対応頂き、多くの改善措置を講じられてきたことにSJCを代表してお礼を申し上げます。ここに第14回目となる建議を提出いたしますので、ご検討の上速やかなご回答と改善へのご対応をお願いいたします。

日本は2011年3月11日の東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、韓国はいち早く救助の手を差し伸べてくれました。厚くお礼を申し上げます。また産業の分野では、日本の基幹素材・部品の供給が寸断され、韓国も大きな影響を受け、その後のサプライチェーンの復旧、及び複線化が急速に進んだことはご承知の通りです。この震災で両国が相互に補完関係にあることが、さらに明らかになりました。

昨今の日韓関係は、日本における韓国ブーム等を背景として、両国間の貿易量の拡大、韓国への日本企業の直接投資や旅行客の増大に代表されるように極めて良好に発展しています。

日韓両国企業は、ある部分ではライバルとして激しく競争しつつも、その他の大きな部分で、相互を補完する最良のパートナーとして活発に活動を続けて居り、今後は「一つの経済圏」として共存・共栄し、さらには東アジア経済の発展に向け主導的な役割を果たしていくべきであると強く考えています。

SJCとしても、日韓FTAは日韓の産業・技術協力を加速、高度化させ、両国経済を活性化させるばかりでなく、世界経済へも大きく貢献する有効な手段であり、未来を志向する日韓関係全般にとって極めて有意義なものであると考えていますが、一方で、現状のままいつまでも交渉が再開されないという事実そのものが、今後の日韓関係発展の阻害要因になる懸念も考え、日韓FTAの早期の交渉再開及び締結を求め、今月初めに韓国政府機関に対し、FTA交渉の再開と締結に対する要望を行ったところです。

SJCは韓国のビジネス環境改善をお願いし、その状況を会員企業だけでなく、多数の日本企業に伝え、両国の経済関係が拡大するため建議を行っております。今回の建議では労働・労使、金融、知的財産、個別案件、生活関連の合計35項目を取り上げています。このうち新規は10件、継続は25件です。

建議にあたっては、SJCの各専門委員会でグローバルスタンダードや日本の状況などを考慮した上で、韓国の現状を十分に分析して問題点を抽出し、建議を作成しました。また、韓国の法律・制度改正の状況を十分把握したつもりですが、万が一、建議した内容が既に改正済みとなっていた場合は、ご容赦をお願いいたします。

労働・労使分野の 4 項目はすべて継続です。この分野は多くの日系企業の関心が極めて高い半面、韓国の労働組合との関係を考えると解決が難しく、いわばハードコアと考えられています。しかし、労働問題の前進なくしては、韓国の投資環境が改善されたと言えませんので、特段のご検討をお願いします。

金融分野は新規 2 項目、継続 1 項目です。

知的財産分野は最も多い 22 項目あります。今回新たに「外国人の権利者による韓国の著作権等侵害是正命令・韓国手続きのための申請の容易化」「デザイン保護法におけるロゴやアイコンの保護範囲」「知的財産裁判判例集の提供」などを取り上げました。この分野で韓国政府のご対応は、高く評価しており、今後の法改正によって解決するであろう項目も多数ありますが、知的財産保護を通じた企業活動の安定に資するため、着実な制度の改正・拡充をお願いしております。

個別案件には「公正取引委員会の調査の際、事前通知及び延期の承認」「薬価事後管理制度の改善」などが含まれています。個別とはいえ、多くの企業、さらに国民生活にも波及する共通事項ですので、ご検討をお願いいたします。

最後に生活関連では交通問題の改善を要望しております。

SJC としましても、日本の投資拡大は望むところでありますが、そのためにも今回建議いたします項目に対して、前向きに対応いただきますようお願い申し上げます。

2011 年 12 月
ソウルジャパンクラブ
理事長 粟谷 勉

労働・労使関係分野 (継続 4 項目)

1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】

韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。

2) 有給休暇の買い取り禁止【継続／内容変更】

勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、休暇の買い取りを団体協約や就業規則に記載している場合には改定が困難であることや、休暇使用促進制度を実行するのが難しいと言った実態により、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。

その為、ワークライフバランスの重要性を広く国民に広報して休暇取得の促進をはかると共に、「団体協約や就業規則を変更せずとも休暇の買い取りを免除できるよう法改正を行う」或いは、「有給休暇の買い取り廃止は、不利益変更に当たらないことを明確にする」ことを要望する。

3) 非正規職の使用期間制限延長【継続／内容変更】

韓国における非正規職の割合は 2009 年の「非正規職保護法」施行後も増加傾向にある。これは非正規職の使用期間が 2 年に制限されていることで、使用者から見ると正規職に適した人材かどうか見極める期間が短い、勤労者から見ると業務知識やスキルの向上をはかるには期間が短いことが原因と考えられる。現状でも同一事業所に長く勤務した非正規職ほど正職員への転換率が高いという調査結果が出ており、正規職の雇用増進をはかる為に、非正規職の使用期間の延長、及び、常用雇用型派遣事業の法制度化を要望する。

4) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【継続／内容変更】

国家有功者の雇用義務については、過去の建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業に必要な人材を斡旋する」「就業支援対象者を 5 倍数で推薦し、人材選択権を付与する」等の回答を頂いているが、依然として企業が求める人材と、推薦を受ける人材の間にミスマッチが起きており、雇用後に企業で能力向上教育が別途必要になるなど、企業側の負担が依然大きいのが実態である。

についてはミスマッチ解消の為に、外国人投資企業が求める人材要件についての調査を行い、その人材要件に達するように教育や実習を実施するなどの能動的な活動を要望する。

また、外国投資企業の場合にはバイリンガルスタッフの雇用などで、同じ活動規模でも韓国地場企業より多くの従業員を必要とするケースがある。特に 20 名程度の小規模事業所にとっては負担が大きい為、国家有功者の雇用義務人数の緩和をお願いする。

金融分野 (新規 2 項目、継続 1 項目)

5) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理 【継続】

支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。

6) 「資本市場と金融投資業に関する法律」における「業務委託報告」の簡素化 【新規】

金融機関の業務委託に関して、「金融機関の業務委託等に関する規定」及び「資本市場と金融投資業に関する法律」における報告事務を簡素化すべく、「資本市場と金融投資業に関する法律」を以下の通り変更することを要望する。

- ① 事後報告条項の追加・新設: 報告事務効率化のため業務委託に係る事後報告条項を追加・新設する。
- ② 報告部署の一元化: 当局の報告先を現行 2 つの部署から 1 つの部署へ一元化する。

7) 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和 【新規】

外国銀行支店の外貨借入れは、その大半が安定資金としての性格が強い国外本支店からの調達である。2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では本支店借入れをも対象に含めているため、資金調達コストの大幅な上昇は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるだけでなく、貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。

その改善策として、1) 高い負担金料率を現行の半分以下に軽減、2) 安定資金としての性格が強い本支店借入れに対する負担金の軽減措置、3) 外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策、などのご検討を要望する。

知的財産権分野 (新規 6 項目、継続 17 項目)

8) 侵害立証の容易化 【一部継続】

知的財産権侵害訴訟において、侵害や損害額の立証等を行うためには、相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多い。しかし、法院において、文書、情報等の提出命令

に係る規定が整備されていないことから、必要な文書、情報等であっても、それらが提出されないという問題が生じている。

そこで、侵害や損害額の立証に必要な書類、情報等について、当事者に対し、法院が提出命令を出せるような制度の整備を要望する。また、当該書類、情報等は、営業秘密であることも多いため、提出された文書、情報等について、情報漏えいが生じないような制度をあわせて要望する。

9) 間接侵害規定の拡充【継続】

特許発明の生産又は実施に用いられる部品や材料等を侵害者に供給する行為等は、いわゆる間接侵害として権利侵害の一つとみなされるところ、現行特許法では、特許発明に対する専用部品（発明の生産又は実施に「のみ」使用する物）を供給等した場合に限って間接侵害とみなされている。そのため、その部品等が特許発明に対する専用部品であるか否かが厳格に判断されることとなり、仮に侵害品に用いられることを知りながら、悪意をもって部品を供給したとしても、専用部品とは認められない場合、間接侵害行為とはみなされず、特許権の十全な保護が図られていない。

そこで、権利保護強化の観点から、特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら部品等を供給する行為についても間接侵害とみなすよう、規定を整備することを要望する。

10) 法院による特許権等の有効・無効の判断【継続】

特許権等の侵害訴訟が提起された場合、被告が対象となる特許権等の有効、無効を争うためには、無効審判を特許審判院に別途提起しなければならない。そのため、侵害訴訟の手続きを効率的に進めることができない状況にある。

そこで、侵害訴訟において特許権無効の抗弁を認め、特許が無効とされるべきものである場合は、法院においてこれを判断し、早期かつ一次的紛争解決を図る制度の導入を要望する。

11) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】

現行制度において、何人でも無効審判を請求できる期間は、登録公告から3ヵ月経過前のみであり、登録公告から3ヵ月以降は、利害関係人と審査官以外、もはや無効審判を請求することができなくなる。しかし、特許権は、排他的独占権という強力な権利であることから、新規性や進歩性等が欠如する権利を維持することは、公益的観点から望ましくない。

そこで、新規性、進歩性等の欠如といった公益的な観点から無効とすべき理由を有する特許権については、いつでも何人でも無効審判を請求可能な制度とすることを要望する。

12)PCT 出願の補正範囲の拡大【継続】

PCT による国際特許出願が韓国国内に移行した場合、国内移行時に提出した翻訳文に基づいた補正しか認められておらず、国際出願の原文に基づく手続補正が認められていない。そのため、例えば、翻訳に誤りがある場合に、現行制度では、正しい補正を行うことができず、権利取得において問題を生じている。

そこで、PCT による国際特許出願の国内移行時において、国際特許出願の原文に基づく手続補正を認めるよう、補正範囲の拡大を要望する。

13)外国語出願の導入【継続】

韓国特許庁への特許出願を行う際、現行制度では、韓国語で出願を行わなければならないこととされている。しかし、企業活動ないし特許制度のグローバル化に伴い、複数の国に同一の特許出願を行う必要性が増しているところ、現行制度では、短期間に韓国語へ翻訳しなければならず、また、翻訳に誤りがあった場合、手続補正が制限される等、さまざまな問題が生じている。

そこで、外国語による特許出願を許容する外国語特許出願を採用することを要望する。

14)特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間及び拒絶決定に対する不服申立て期間の延長【継続】

主要各国において、拒絶理由通知に対する意見書提出等の応答期間は、概ね3～4カ月とされているところ、韓国においては、2カ月とされ、これを延長するために手数料が必要となる。

そこで、当該期間を主要各国と同様、3～4カ月とすることを要望する。また、同様に、拒絶決定に対する不服申立て期間についても、現行の30日間をより延長することを要望する。

15)特許の分割出願の時期的要件の緩和【継続】

特許出願後、事業戦略の変更等に応じて出願を分割し、より実効性のある強い権利を取得したいというニーズは、企業等において少なくない。しかし、現行制度において、特許決定後は、もはや分割出願をする機会が認められておらず、このようなニーズを満たすことができない。

そのため、特許決定後であっても、一定期間分割を可能とするよう、分割出願の時期的要件の緩和を要望する。

16)特許出願におけるマルチのマルチクレームの容認【新規】

現行制度の運用では、特許請求の範囲を記載するに当たって、他の請求項を多数引用した請求項をさらに多数引用する記載(いわゆるマルチのマルチクレーム)が認められていない。そのため、多面的な特許権の取得が困難な状況にある。

そこで、日本特許庁及び欧州特許庁のように、マルチのマルチクレームによる特許請求の範囲の記載を容認するよう要望する。

17) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】

現行制度において、コンピュータプログラムは、記録媒体(例えば、DVD や CD-ROM 等)に記憶されたものに限り保護対象となっている。しかし、コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして初めて実行されるものであるところ、インストールされたプログラム自体は、記録媒体に記憶されたものではないため、直接保護の対象とならない状況である。また、インターネット等の普及に伴い、ネットワーク上でプログラムを流通させる場合も少なくない状況であるところ、このような場合も、同様に直接保護の対象とはならない。

そこで、コンピュータプログラム自体を特許の保護対象として明確に規定することを要望する。

18) デザイン登録要件の改善【継続】

韓国では、同一出願人であっても、物品全体の意匠(デザイン)を先に出願した後、当該物品の一部等について意匠を出願した場合、当該物品の一部等についての意匠出願は、先に出願した物品全体の意匠出願により拒絶となり、登録を受けることができない。一方で、近年、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった被害が生じており、物品の一部等についても、権利保護を図る必要性が増しているところである。

そこで、同一出願人について、先に出願した意匠の一部等を後に出願した場合であっても、拒絶の対象とせず、登録可能とするよう、制度の改善を要望する。

19) 物品と受像機が分離している場合の画面デザインの保護の拡充【継続】

韓国の制度では、画面デザインを出願するに際し、物品と画面デザインとの一体性が要求されている。そのため、例えばDVDプレーヤーのような物品において、DVD を操作するための画面をテレビに表示した場合、当該操作画面についての保護を受けるためには、「画面デザインが表示されたテレビ」のように、テレビと一体となった画面デザインとして出願せざるを得ない。

そこで、例えば DVD プレーヤーとテレビとの関係のように、物品(DVD)と受像機(テレビ)とが分離している場合であっても、画面デザインを物品の一部として(DVD の操作画面を DVD の一部として)意匠権を取得することが可能となるよう、制度の改善を要望する。

20) デザイン保護法におけるロゴやアイコン等の保護範囲【新規】

韓国のロカルノ協定加入に伴い、物品とは関係ないロゴやアイコン等の分類の導入が検討されているところ、物品を離れ、ロゴやアイコンそれ自体に権利の効力を認めた場合、権利範囲が必要以上に拡大され、第三者のデザインの創作活動が阻害されることとなる。

そこで、当該分類を導入する際には、出願人が出願時にロゴやアイコン等に係る物品の範囲を特定する等、一定の制約を設けることを要望する。

21) デザイン保護法施行規則における無審査物品の見直し【新規】

先に施行されたデザイン保護法施行規則により、流行性が強くライフサイクルの短い物品に対し早期に権利付与を行うべく、無審査で登録となる物品が追加された。しかし、その中には、プリンター等、流行性が強くない製品も多数含まれている。

そこで、プリンター等無審査とすることによりむしろ弊害を受ける物品について今一度精査し、無審査物品の区分を見直すことを要望する。

22) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期改善【継続】

日本、韓国はじめ、主要国では、他人が先に商標を出願し、商標登録 A を受けている場合、その後に出願した同一又は類似の商標 B は、登録を受けることができない。しかし、韓国では、登録商標 A と商標 B とが同一又は類似であるか否かの判断を、他の主要国とは異なり、商標 B の出願時を基準に行っている。そのため、商標 B の審査時において登録商標 A が消滅していたとしても、商標 B の出願時に存在していた場合は、既に存在しない登録商標 A によって、商標 B が拒絶されるという状況となっている。

そこで、他の主要国と同様、他人が先に出願した登録商標とその後に出願された商標とが同一又は類似であるか否かの判断を行う際には、先の出願の帰すを待ち、その後に出願された商標の決定時を基準に審査するよう要望する。

23) 商標の指定商品の包括的な記載に関する改善【継続】

例えば、プリンターとプリンターカートリッジのように、本体商品とその付属品に対し同じ商標を付して包括的な保護を得ることは、権利の十全な保護の観点から重要な事項である。しかし、現状では、商標出願において指定商品を記載するに当たり、本体商品とその付属品を包括的に記載することが認められておらず、付属品に該当する商品をすべて列挙する必要がある。

そこで、商標出願時における指定商品の記載方法として、本体商品とその付属品といった包括的な記載を許容するよう、改善を要望する。

24) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)で提供される意匠・商標検索システムの改善【継続、一部変更】

韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)では、一部の意匠・商標公報に英訳が行われ、英語による検索が可能となっている。しかし、全ての意匠・商標公報に対し英訳が行われておらず、英語検索を十分に活用することができない。

そこで、全ての意匠・商標公報に対して英訳を行い、利便性をさらに向上させるよう要望する。

25) 知的財産裁判例集の提供【新規】

現在、大法院のホームページにおいて、「主要判決」が公開されているが、一部に限られる上、知的財産関連の判決としてはまとめられていない。そのため、知的財産の活用を十分図るためには、裁判所の判断動向を知得することが必要であるところ、そのような調査が効率的に行えない状況である。

そこで、法院における知的財産関連の全ての判決について、裁判例として全文を公開すると共に、法律や結論等の区分、その他テキスト等により検索が行えるよう、データベースの整備及び公開を要望する。

26) 外国の権利者(団体)による韓国の著作権等侵害是正命令・韓国手続きのための申請の容易化【新規】

韓国においては、インターネット上の海賊版への対策として、外国の権利者(団体)が著作権等侵害是正命令手続きのための申請を可能とするなど、非常に先進的な対応を行っている。しかし、その申請は、韓国語で行う必要があり、外国の権利者(団体)にとって、十分活用することが難しい状況である。

そこで、当該申請を外国からインターネット等により、英語、日本語等で行えるよう、一層の改善を要望する。

27) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスにおける問題点【継続】

韓国では、いまだに日本の番組を地上波枠から締め出す等、日本コンテンツに対する規制が行われている。また、インターネット上で、日本コンテンツの字幕入り違法アップロードが多数行われている上、いわゆる番組フォーマットの模倣も横行している等、著作物に対する知的財産権の認識が十分とはいえない状況である。

そこで、このような日本コンテンツに対する前時代的な規制を早急に緩和すると共に、違法アップロードの取締り、番組フォーマット模倣に対する指導、その他、著作物に対する法令遵守の指導、啓もう活動を行い、知的財産に対するマインドを向上させるよう要望する。

28) 水際措置の強化【継続】

現在、税関における水際措置は、原則的に商標と著作権のみを対象としている。しかし、模倣品が多様化している昨今、特許等他の知的財産権を侵害する模倣品が韓国国内に流入するおそれが高まっている。

そこで、税関における取締りの対象として、特許等他の知的財産権も広く含めるよう要望する。

29) 知的財産権侵害品の輸出入・通過規制の強化、取締り職員に対する模倣品判定教育等の拡充【継続、一部変更】

韓国をはじめ、各国により模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）に署名がおこなわれ、条約の早期発効に向けた取組みがなされているところ、複雑化する模倣品等の流通経路に対応するためには、輸出時のみならず、輸入や荷物積替えの通過時においても取締りを行うことが重要になっている。また、その際、ACTA でもうたわれているように、執行機関における知的財産専門家の育成、レベルアップが必要となる。

そこで、これまで水際措置として輸入時における模倣品等の取締りが行われてきたところ、輸出及び通過時においても取締りを行うと共に、税関職員等に対する模倣品の判定教育等の機会をより拡充し、模倣品問題を抱える各企業に広く認めるよう要望する。

個別要望事項 （新規3項目、継続2項目）

30) 多数供給者契約の納品価格に関し、市場価格調査におけるインターネット価格調査の際の総合的、適正判断の必要性について【新規】

政府各機関で共通的に必要な物資を調達する際、調達庁との多数供給者契約を結んだ後に供給することになるが、調達庁は契約単価より低い金額で取引されている市場実態がある場合、契約者の契約単価の引き下げを要求している。

しかし、調達庁が比較対象にしている価格（特に、インターネット上の価格）がマーケットの正常的な取引金額、商業実態を反映していない可能性があるため、契約単価の引下げを要求する場合の市場価格調査については、特にインターネット市場価格について、取引の信頼性、継続性・頻度・量などを考慮し総合的に判断するよう要望する。

31) 公正取引委員会の調査の際、事前通知及び延期の承認【新規】

公正取引法違反の疑いで調査を受ける際、事前通知なしで現場調査が行われるケースが多い。又、会社の都合上、調査への対応が難しい場合でも延期事由が限られており、延期になるケースがほとんどない。反面、公正取引委員会の調査を受けた経験のない会社から見れば調査対応に相当の時間・手間がかかる。他の政府調査（例えば、国税庁、関税庁、労働部、環境庁など）の場合、事前通知されるケースが多いので会社は十分な対応ができる。公正取引委員会の調査も他の政府調査と同じく、現場調査の前に事前通知することを要望する。又、経営上の緊迫な事由があり延期の申し込みをする場合、証拠隠滅、逃亡の疑いなど特別な理由がない限り、関連処分・調査を原則的に延期できるよう関連法の改正を要望する。

32) 電気電子製品の廃棄物管理機関の一元化【新規】

電気電子製品を生産している事業場で発生する各種廃棄物の処理・再活用に関する管理機関は2ヶ所（地方環境庁、韓国環境公団）に分かれており、似たようデータ及び実績資料な

どを管轄機関ごとに提出、管理されているため事務負担が大きい。電気電子製品の廃棄物処理について廃棄物管理機関の一元化を要望する。

33) 薬価事後管理制度の改善【継続】

本年 8 月 12 日付韓国保険福祉部より発表された新薬価政策(特許満了医薬品の薬価を 2012 年に現行水準の 53.55%まで一括引き下げ)は、製薬企業の韓国での事業展開意欲を減退させつつあるだけでなく、韓国国民の将来の医療水準の低下をもたらす。従って、まず 特許満了に伴う Original の強制引下げ幅を圧縮し、その上で、Original と Generic の自由価格競争を誘引するために、Original と Generic に「市場型実取引価制度」を適用することを要望する。

34) 新薬の薬価算定プロセスの改善【継続】

2007 年 1 月、保険薬価算定制度が Positive List System へ変更されて以降、健康保険審査評価院(以下 HIRA:Health Insurance Review & Assessment Service)に加えて、健康保険公団(以下 NHIC:National Health Insurance Corporation)との二重の薬価交渉となった結果、交渉期間が徒に長期化し、長い時間と莫大な開発投資をかけ保健当局に有効性/安全性が認められ許可された新薬が、日常の保険診療に使えず保険償還されない状態が続くことが多発している。従って、HIRA と NHIC の業務分担を明確化し、薬価算定交渉の重複的な製薬企業への負担の改善を要望する。

35) 交通問題について改善【継続】

オートバイの歩道走行、車の信号無視、バスの急発進、急停車等、取締りの強化および政府による交通モラル向上のための指導を要望する

建議事項(本文)

1. 労働・労使関係分野

件 名	1. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】
現状 ／ 問題点	<p>韓国では「就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない」と、法律により規定されている。</p> <p>本規定は、韓国における労働環境の変化に伴い、使用者側の一方的な不利益変更を牽制する目的で、1989 年勤労基準法改正の際に明文化されたものと理解している。</p> <p>しかしながら、「不利益変更に対する組合の同意義務」があるために、過度に使用者側の活動が制限されているのが実態であり、これが健全な労使関係構築の大きな妨げとなっている。</p> <p>健全な労使関係を構築するためには、労使相互に対等な立場で対話を行うことが重要であるにもかかわらず、使用者側は、いかなる事情による場合でも、不利益変更を行うためには組合に同意を求める必要があり、その交渉が成立しなければ裁判所に判断を求めることしかできない。一方で、組合側は、使用者に対して労働争議権を有しており、使用者側に一方的に不利な法体系となっている。</p> <p>2010 年度の建議に対して、貴政府からは「判例で就業規則の不利益変更において社会通念として合理性があると認められる場合は、勤労者の集団的同意を得なくても有効であると判断している」との回答を得ており、さらに、「日本の判例及び労働契約法(第 9 条、第 10 条)においても「勤労者に不利な一方的賦課」を許容しておらず、就業規則変更の合理的な判断基準を韓国の判例とほぼ同一に示している」とのことだが、日本の判例では、「勤労者に不利な一方的賦課」を許容しない一方、高度な必要性や合理性があれば、勤労者の集団的合意を得なくても変更が可能と判断されている。また、本年SJC会員企業を対象に実施した調査でも、「経営環境に沿った柔軟な労働条件を設定しにくい」「軽微な変更でも同意を得なければならない、就業規則の改正に弾力性がない」といった主旨の回答が多く、実態として、厳しい経営環境下において社会通念上妥当と判断される場合でも、就業規則の不利益変更は実質的に出来ない状況となっている。</p> <p>激しく変化する昨今の世界経済情勢の下では、機動的な経営施策の実行が求められるところ、このような過度の組合への権利付与は韓国で活動する企業の競争力を削ぐことになると懸念される。</p> <p>当方の建議は、先進化する韓国において、海外投資家が最も懸念する労使問題を、労使相互に対等な立場で議論できる環境をつくることで健全化し、安心して投資し、雇用を生み出せる環境を作ることを主旨としており、これは韓国の先進化を進める貴政府と共通の課題認識に立ったものである。</p>

改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の3点についてご検討願いたい。</p> <p>① 勤労基準法第 94 条第 1 項(規則作成、変更手続)にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。</p> <p>② 2009、2010 年度の貴政府回答にある、判例法理を反映したとされる「就業規則の解釈及び運営指針」(2009.4.24)については、貴方が回答された「日本の判例においても、就業規則変更の合理的な判断基準を韓国の判例とほぼ同一に示している」という根拠として、是非ご開示願いたい。</p> <p>③ 上記運営方針の公表が不可能な場合は、これまでの判例等を踏まえ、就業規則変更における運用のガイドラインとなるマニュアル等、資料の提供を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	勤労基準法第 94 条第 1 項
備考	日本においても、就業規則変更の際は労使間で交渉するのが通例であるが、必ずしも「同意」を必要としていない(労働基準法第 90 条)。

件 名	2. 有給休暇の買取禁止【継続／内容変更】
<p style="text-align: center;">現状 ／ 問題点</p>	<p>労働時間の長さは労働生産性と比例せず、むしろワークライフバランスを重視し、適切に休暇を取得することで勤労時の生産性を高めることが先進各国での通例となっているが、OECD の調査によると、韓国労働者の年間労働時間 2,193 時間は、OECD 加盟国の平均 1,749 時間と比べて 1.25 倍となっている。これは昨年発表データとほぼ同等の数字であり、依然として年間労働時間が先進各国の中で突出している状況である。</p> <p>休暇の取得が進まない要因の一つとして、韓国の判例により確立した有給休暇買取の概念があると考えられる。この点については 2003 年 8 月の勤労基準法の改正により、「年次有給休暇の使用促進制度」が新設され、一定条件のもと、使用者の金銭補償義務が免除されており、貴政府は勤労者の休暇取得促進に対する制度整備を積極的に進めていると理解している。</p> <p>しかしながら、実態としては以下の点により休暇の取得促進は進んでおらず、SJC 会員企業に対するアンケートの回答の中で最も改善要望の高い事項となっている。</p> <p>① 就業規則、団体協約改定の難しさ</p> <p>2003 年 8 月の法改正前に就業規則、団体協約を締結した在韓日系企業の多くは、就業規則や団体協約の中で有給休暇の買取を明文化している。過去の建議に対して、「社会通念として合理性があると認められる場合、勤労者の集団的同意を受けなくても勤労条件の変更は有効である」との回答を頂いているが、使用者側が休暇を取りやすい環境の整備の為に、有給休暇の買取を廃止して休暇取得を促進しようとしても、韓国の勤労者の多くは、有給休暇を賃金と考え、有給休暇の買取を既得権と認識している為、労働組合、勤労者からの合意を取り付けざるを得ないのが実態である。</p> <p>② 使用促進制度実行の難しさ</p> <p>現行の年次休暇使用促進制度では、「3 ヶ月前の書面通知」「2 ヶ月前の使用時期指定」が必要となっている。しかしながら、年間事業計画達成に向けて企業が総力を挙げて取組んでいる最後の 3 ヶ月に、勤労者が年次有給休暇を集中して取得した場合、特に製造業においては生産計画に大きな支障が出るため、現実的な施策ではない。</p>
<p style="text-align: center;">改善要望</p>	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の 4 点について検討を要望する。</p> <p>① 法制度の改正</p> <p>就業規則や団体協約を変更せずに有給休暇の買取を免除できることを明確にする為、「勤労基準法第 61 条を個々の就業規則や団体協約より優先する」よう法改正を要望する。</p> <p>② 不利益変更からの除外</p> <p>上記①の法改正の実施が困難、又は時間が掛かる場合には、有給休暇の買</p>

	<p>取廃止が適切な休暇取得を促進する為に合理的であることを明確にする為、「年次有給休暇の使用促進制度」を実施している場合には、有給休暇の買取廃止は、不利益変更にあたらぬという貴政府の正式な行政解釈を官報、ホームページ等に掲載、周知して頂きたい。</p> <p>③ 使用促進制度の柔軟な運用</p> <p>年度末に集中して休暇を取得するのは労働現場の実態に即していないことを鑑み、現行の「3ヶ月前の書面通知」という規定を「3ヶ月～6ヶ月前までの間の書面通知」と、柔軟な運用に変更し、使用者が企業の健全な活動と、勤労者の健全な生活の双方に留意できるよう制度を改正して頂きたい。</p> <p>④ 休暇取得促進の広報強化</p> <p>根本的に「有給休暇 = 賃金」という観念が勤労者の中で根強い為、休暇取得の大切さ、ワークライフバランスの重要性を広く国民に呼び掛け、休暇を取得しやすい社会環境を整備して頂きたい。</p>
<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連機関> 雇用労働部 <関連法令> 勤労基準法 1 条、5 条、61 条、94 条 1 項</p>
<p>備 考</p>	<p>日本の場合、行政解釈(昭和 30 年 11 月 30 日基収 4718 号)において、「法定日数内の有給休暇の買上げ」は違法とされている。</p> <p>また、有給休暇の取得を促進する手段として「計画年休制度」(労働基準法 39 条 5 項)を制定しており、「8 月中 5 日間の夏休みを計画年休にする」等、従業員個人の時季指定権や時季変更権を排除して休暇を取得させることが可能となっている。</p>

件 名	3. 非正規職の使用期間制限延長【継続／内容変更】
<p style="text-align: center;">現状 ／ 問題点</p>	<p>韓国における非正規職の割合は、数年来増加傾向にあり、統計庁が発表した最新の統計(2011年3月)では、正規職1,129万4,000人(昨年比1.6%増)、非正規職577万1,000人(昨年比5.0%増)となっている。また、使用期間を制限し正規職転換を図ることを一つの目的とする非正規職保護法が2009年7月1日に施行され、約2年が経過するが、正規職への転換率に大きな変化は見られない。</p> <p>これらは、手厚く保護された正規職を採用するリスクが高く、固定費の増大に踏み切れないという使用者側の事情があるものとする。</p> <p>上記のとおり、非正規職を取り巻く環境は大きく変化しておらず、法改正や法整備が必要であるとするが、韓国社会、使用者、勤労者の3者にとって、使用期間が2年に制限されていることが、最大の問題点であると思慮する。</p> <p>① 使用者</p> <p>2年毎に労働者の入替えが必須で、業務の習熟度が上がらず、業務効率が悪い。また、正規職への転換を考えたとしても、期間が2年のため高度な業務を任せられず、その人材が正規職として適合するか否かを見極めることが難しい状況にある。</p> <p>② 勤労者</p> <p>定型化業務しか与えられないため、業務知識やスキルの向上を図ることができず、労働市場での価値を上げることが難しい状況にある。2年経過後、正規職への転換はおろか、就職環境が厳しい場合、他の非正規職での就職も厳しくなり、働く場の確保にも苦勞する状況に陥る可能性がある。</p> <p>③ 韓国社会</p> <p>正規職の割合が伸びないほか、失業率増加を招く可能性がある。また、競争力の低い雇用環境では、更なる海外からの投資やそれに伴う新規雇用の創出にマイナスに働く可能性もある。</p> <p>一方、使用期間延長のプラス面は、貴部発表(2011年3月15日)「2011年1月基準事業体期間制勤労者現況に現れており、契約満了者に占める正規職への転換割合は、長期間同一事業所にて勤務した者ほど、正規職への転換率が高いことが確認できる(1年6ヶ月以上～2年未満19.7%、2年以上23.7%)。</p> <p>また、SJC 会員企業を対象としたアンケートでも、使用期間が延長されれば、正規職への転換を進められる可能性があるという回答している企業がある。このように使用期間の延長は、期間を2年に制限するよりも正規職転換を促す可能性があり、貴政府の方針にも合致する。</p> <p>これまでの法改正の経緯を見ても調整が多難であることは十分理解できるものの、雇用期間の延長を早期に実現することは、韓国社会、勤労者、使用者</p>

	<p>の三者にとってメリットがあり、韓国経済にとってプラスに作用するものと考え る。</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の 2 点についてご検討願いたい。</p> <p>① 非正規職の使用期間の延長</p> <p>2009 年、2010 年の建議に対し、貴政府からは、「使用期間を 2 年から最長 4 年に延長する内容の法改正案を国会に提出しており、現在国会に係留中」と回答を頂いている。現時点での検討状況と、今後の検討スケジュールについて是非ご開示を要望する。</p> <p>② 常用雇用型派遣事業の法制度化</p> <p>派遣労働者は派遣元企業の正規職雇用であるため、正規職の雇用者数増加となるほか、雇用安定と期限なく勤労できることで業務能力・スキルの向上に繋がりと、勤労意欲の高い派遣労働者の創出にもなる。また、使用企業においては、優秀な派遣労働者の確保が容易になることで、人材の配置転換による経営の効率化を追求することも可能になる。</p> <p>「派遣勤労者保護等に関する法律」の第一条の目的では「派遣勤労者の雇用安定と福祉増進に貢献し人員需給を円滑にすることを目的とする」と記載されている。常用雇用型派遣は、この法律をまさに体現できる事業であり、韓国社会にとってプラス面が多く法制度化を早急に要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p>期間制および短時間勤労者保護等に関する法律 派遣勤労者保護等に関する法律</p>
備考	<p>日本での労働者派遣期間は 3 年と定められているが、特に専門性の高い 26 業務の派遣期間は無期限とされている(労働者派遣法第 40 条第 2 項)。</p> <p>日本での常用雇用型派遣の雇用規模は小さいものの 33 万人の雇用があり、過去 10 年で約 5 倍の規模となっている。</p>

件 名	4. 国家有功者雇用義務の弾力的運用【継続／内容変更】
<p style="text-align: center;">現状 ／ 問題点</p>	<p>国家有功雇用義務については、国家有功者礼遇及び支援に関する法律第 30 条により、常時 20 人以上を雇用する一般事業所(製造業の事業所では、常時 200 人以上の勤労者を雇用する場合)は、国家有功者を勤労者数の一定割合以上雇用することが義務付けられている。そして、本法律に対し、2003 年から 2007 年までの 5 回、そして 2009 年、2010 年と計 7 回に渡り外国企業に対する弾力的な運用についての提言を行ってきた。</p> <p>それに対し、2007 年の建議に対する貴政府回答では、『外国人投資企業に斡旋する場合は、できるだけ該当企業に必要な語学力がある者など、外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋するよう積極的に努力する』、2009 年の回答では『「雇用命令」という用語を「報奨特別雇用」と名称を改め、就業支援対象者を 5 倍数で推薦し、企業などが選んだ者を雇用するようにして人材選択権を付与する』、2010 年の回答では、2009 年度の処置により『軽減緩和措置は、国内企業はもちろん外国人投資企業も同様に適用を受けるもので、建議された内容は既に制度的に反映されており、就業の推進過程である程度弾力的に運営できる事項であるため、別途の措置は不要』との回答を頂いた。</p> <p>外国人投資企業に対する就業支援対象者証明書所有者の推薦に於いて、5 倍数で推薦し、企業などが選んだ者を雇用出来るように人材選択権が付与され、選択の幅が広がったことは評価している。しかし依然、外国人投資企業が求める要件へのミスマッチにより候補者の選定/雇用が促進されない事実が存在している。具体的には以下のような事例がある。</p> <p>① 推薦者数は増加したが、外国人投資企業が必要とする人材が増える傾向にあるとは言い難い。また、一般新入社員(この中には、国家有功者証もしくは国家有功者遺族証を有する者もいる)に比べ、雇用後、企業での能力向上教育が別途必要な事例が多い。その場合、入社後教育に一般新入社員が不公平さを感じ、社内の人間関係に悪影響を及ぼす場合がある。企業の労務担当者が社内の人心調整に腐心する等、雇用後の教育コストのみならず企業統制上の負担が大きい。</p> <p>② スペックのミスマッチにより雇用が進まない場合、国家報奨庁との交渉開始から半年を目処に採用命令が出され、企業の望む人材でない場合であっても雇用せざるを得ない場合がある。</p> <p>③ 特に 20 名程度の小規模事業所は、外国人投資企業としてバイリンガルスタッフの雇用などでローカル企業より従業員を多く必要とする、という面もあり、就業支援対象者証明書所有者の 1 名の雇用義務を負うことは、経営的に非常に厳しい。スペックのミスマッチが起り、重ねて上記①②状況となれば、永く将来に亘り経営に影響を与え、企業への負担が大きい。</p>

	<p>以上のように日系企業からは、依然として国家有功者の雇用義務が大きな負担になっているとの報告が寄せられている。「国家有功者に対する雇用を促進する」という政策、精神については尊重するが、雇用促進と企業経営の負担とのバランスへの配慮を頂きたく、制度の運営上、いくつかの点において改善をお願いするものである。</p>
<p>改善要望</p>	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の3点についてご検討願いたい。</p> <p>① 外国人投資企業側が求める要件に対して、より実効性のある方法で就業支援対象者を合致させる対策を行って頂きたい。これは、推薦人数の増加や人材選択権の企業への委譲という受動的な対策だけでは無く、外国人投資企業側が求める要件が何であり、どのレベルであるのかの調査、またそれを満足させるためにはどのような対策(教育や実習)が必要であり、それを実践する場をどのように設けるのかなど具体的方法まで踏み込んだ能動的な活動を含む対策までご検討願いたい。</p> <p>② また、①に記載の対策を実施するにあたり、推薦側だけの対策では実践困難な事例が出てくる可能性もあると推察されるので、雇用する企業側の人材要件へ合致させるための雇用前、もしくは雇用後の就業支援対象者への技能、能力向上活動(教育や実習)に対する補償や優遇処置も、その改善活動に含めてご検討頂きたい。これには、要件ミスマッチによる対象者選択困難な場合、選択期間の延長・猶予に関するご検討も併せてお願いしたい。</p> <p>③ 外国人投資企業の中で 20 名程度の小規模事業所に対しては、バイリンガルスタッフ雇用の必要性など雇用面での負荷が高いことを勘案頂き、雇用義務人数緩和の処置が執られることをお願いしたい。</p>
<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p>勤労基準法第 94 条第 1 項<関連機関>国家報勲処 <関連法令> 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律第 4 章就業保護(第 28 条乃至 39 条)</p>

2. 金融分野

件名	5. 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理の件【継続】
現状／問題点	<p>内国法人の借入金のうち、国外支配株主からの借入および同株主の支払保証により借入れた金額が、その国外支配株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は、配当等とみなされ、損金に算入することができない。</p> <p>国外支配株主からの借入であれば、支払利息および割引料の支払が国外に対し行われる為、過少資本税制の適用は理解ができるが、単に支払保証のみを取得し、国内金融機関から借入している場合には、実際の資金の流れは国内で完結している為、他の国内資本の同業他社の国内調達と何ら変わり無いものであり、著しく公平を欠くものである。</p>
改善要望	<p>国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息および割引料は損金に算入出来るものとする。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 企画財政部租税室国際租税制度課および国際金融局外換制度課</p> <p><関連法令> 国際租税調整に関する法律第3章第14条</p>
備考	<p><日本のケースについて></p> <p>韓国と同様、国外支配株主から借入れた金額については同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は損金算入が認められないが、国外支配株主の支払保証で日本国内金融機関から借入れた金額については、過少資本税制の対象とはならない。</p> <p>(租税特別措置法施行令第39条の13)</p>

<p>件 名</p>	<p>6.「資本市場と金融投資業に関する法律」における「業務委託報告」の簡素化【新規】</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>1. 現状</p> <p>金融機関が認可等を受けた業務について、金融業の本質的業務の委託等、規定で制限される場合を除き、第 3 者への業務委託が可能であり、適用される規定は以下の 2 種類である。</p> <p>1) 金融機関の業務委託等に関する規定</p> <p>同規定は金融機関が認可された業務を第 3 者に委託する際に適用</p> <p>(1) 事前報告</p> <p>① 業務委受託締結予定日の 7 営業日前迄にその事実を同規定で定めた書類(契約書写し、委託の必要性及び期待効果等)を添付し金融監督院長に報告。</p> <p>② 報告先: 金融監督院 銀行サービス総括局 銀行営業監督チーム</p> <p>(2) 事後報告</p> <p>① 当該金融機関または同一金融業を営む他の金融機関が金融監督院長に報告した内容と等しい場合で委託・受託相手の業種が同じ場合、あるいは既報告内容の一部変更時で変更内容が軽微な場合等には、金融機関は事前報告を省略し事後に半期現況報告を金融監督院長に提出。</p> <p>② 報告先:金融監督院 銀行サービス総括局 銀行営業監督チーム</p> <p>2) 資本市場と金融投資業に関する法律及び同施行令</p> <p>同法は金融投資商品(証券、派生商品)取引の際に適用</p> <p>(1) 事前報告</p> <p>① 金融投資業者は業務委受託を遂行する日の 7 日前迄に同法で定めた書類(契約書写し、業務委託運営基準等)を添付し金融委員会(金融監督院宛て委任)に報告。</p> <p>② 報告先: 金融監督院 銀行サービス総括局 銀行営業監督チーム 金融監督院 金融投資サービス局 金融投資業務チーム</p> <p>(2) 事後報告: なし</p> <p>2. 問題点</p> <p>1) 事前報告は報告記載事項及び提出書類が事後報告に比べて多く、提出書類の作成負担が大きい。</p> <p>2) 「金融機関の業務委託等に関する規定」には事後報告制度がある</p>

	<p>が、「資本市場と金融投資業に関する法律」には事後報告制度がなく、変更内容が軽微な場合等においても全て事前報告をしなければならない。</p>
改善要望	<p>改善要望事項</p> <p>「資本市場と金融投資業に関する法律」を以下の通り変更することを要望する。</p> <p>1) 事後報告条項の新設 報告事務効率化のため業務委託に係る事後報告条項の新設</p> <p>2) 報告部署の一元化 当局の報告先を現行2つの部署から1つの部署へ一元化する。</p> <p>現在の報告先: 金融監督院 銀行サービス総括局 銀行営業監督チーム 金融監督院 金融投資サービス局 金融投資業務チーム</p>
関連機関、 関連法令等	<p><関連機関> 金融監督院</p> <p><関係法令> ① 金融機関の業務委託等に関する規定 ② 資本市場と金融投資業に関する法律及び同施行令</p>
備 考	

件名	7. 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和について【新規】
現状／問題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では、同日以降、各銀行は外貨建て負債の日次平均残高に対して以下の高率の負担金を賦課され、毎事業年度終了後4ヶ月以内に通知される金額を同5ヶ月以内に韓国銀行へ米ドル建てで納付することとなった(3月決算の邦銀は2012年8月末が初回納付期限)。 賦課料率:1年以下:20bp、1-3年:10bp、3-5年:5bp、5年以上:2bp ● 外国銀行支店の資金調達は主に外貨借入に依存しているため、本制度の施行により資金調達コストが大幅に上昇する。 ● 外国銀行支店の外貨借入は、その大半が国外本支店からの調達である。リーマンショックなど過去の例からも明らかなように、本支店借入は市場からの調達資金とは異なり、流動性危機の発生時でも安定的に残高が維持された。従って、急激な資本流出を抑制するとの本制度の趣旨に照らし、安定資金としての性格が強い本支店借入をも対象に含めた負担金の賦課は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるものと考えられる。 ● 負担金による調達コストの上昇分は、結果として貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。 ● また、外国為替健全性負担金制度以外にも、2007年8月以降、外貨貸出及び外貨建発行債券投資に関わる規制も強化されてきており、外国銀行支店のビジネスが制約を受けると同時に、韓国内企業の円滑な外貨資金調達に影響を及ぼす可能性もある状況。
改善要望	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後とも外国銀行支店が当地産業界に必要な外貨資金を安定的に供給する役割を担い、産業の保護や健全な育成を促すため、負担金の料率を現行の半分以下に軽減することをご検討頂きたい。 ● 急激な資本流出を緩和するとの本制度の趣旨に照らし、安定資金としての性格が強い本支店借入に対する負担金の軽減措置をご検討頂きたい。 ● 外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策をご検討頂きたい。

<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連機関> 韓国銀行(外貨健全性負担金関連機関) <関係法令> 外国為替取引法第 11 条-2、外国為替取引法施行令第 21 条-2~21 条-10</p>
<p>備 考</p>	

3. 知的財産権分野

件名	8. 侵害立証の容易化【一部継続】
現状／問題点	侵害立証、損害額立証をするために相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多い。
改善要望	<p>1. <u>侵害立証、損害額立証をするための相手方が所持している文書、情報等(営業秘密を含む)を法院に提出するよう法院が当事者に命令を出せるような制度を要望する。</u></p> <p>2. その際、文書が営業秘密に相当する場合には、特別に許された者だけが閲覧できるようにし、その<u>営業秘密が漏洩しないような手続制度を整備されることを要望する。</u></p> <p>3. なお、韓国の知的財産に関する裁判においては、営業秘密に相当する証拠が当事者から提出されると、裁判所だけがその証拠を見るという運用が一部に行われていると伺っているところ、このような運用をインカメラ手続として法律上で明記していただければと考えます。</p> <p>4. この訴訟審理中の証拠収集に関する要望につきましては、2007年に韓国国会に提出された特許法改正法案の132条、224条の3～5が成立することにより大部分は実現するものと考えますので、この改正が早期に行われることを要望します。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 法務部、大法院司法部、知識經濟部、特許庁</p> <p><関連法令> 民事訴訟法、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、不正競争防止法等</p>
備考	日本においては、日本特許法105条により、侵害訴訟において裁判所が当事者に必要な書類の提出を命じることができるよう立法されている。

件名	9. 間接侵害規定の拡充【継続】
現状／問題点	<p>1. 現行法は、特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を侵害行為に含めているが、対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなる。</p> <p>2. また、実際、権利訴訟の場において、当該要件が厳格に運用される傾向にあると聞いている。</p>
改善要望	<p><u>権利保護強化の観点から、悪意(特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら)で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 大法院司法部、特許庁</p> <p><関連法令> 特許法、実用新案法</p>
備考	<p>日本においては、特許発明の実施に用いられることを知りながら、その生産に用いる物を生産、譲渡等を行う行為は、間接侵害行為とみなされている(日本国特許法101条)。その他、ドイツ特許法10条、米国特許法271条(c)を参照。</p>

件名	10. 法院による特許権等の有効・無効の判断【継続】
現状／問題点	法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断する制度になっていない。
改善要望	<p>1. 特許等に関する訴訟手続をより効率的に進めるために、日本、米国、英国などのように、特許等侵害訴訟においては被告による特許無効(またはそれと同等の効果を有するもの)の抗弁を認め、<u>法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断することを要望する。</u></p> <p>2. なお、現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合がありますと理解している。紛争の早期解決を図るためこれを一步進め、例えば特許法中に「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」との趣旨の条項を新設し、法院が侵害訴訟において対象権利の有効・無効を判断可能とすることを要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 法務部、大法院司法部、特許庁</p> <p><関連法令> 特許法等</p>
備考	日本においては、日本特許法104条の3条により、侵害訴訟において当該特許が無効にされるべきものと認められる場合、権利の行使ができない旨立法されている。

件名	11. 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】
現状／問題点	<p>1. 現状の無効審判制度では、登録公告から3ヶ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヶ月経過前までのみ可能である(特許法133条1項)。</p> <p>2. しかしながら、新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も請求可能とするようにすることが公益的観点から必要と考える。</p>
改善要望	<p>1. <u>新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も無効審判を請求できる制度とすることを要望する。</u></p> <p>2. 本要望については、現行制度でも利害関係人の範囲を幅広く認める運用をしているとの説明を韓国特許庁より伺っており、特許法を運用に合わせて改正しても、無効審判の請求件数が激増して特許権の地位が不安定になることは予想しがたく、むしろ、審判や審決取消訴訟において請求人適格が争われることがなくなるので、法改正により紛争の早期解決も期待できると考える。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法133条1項</p>
備考	<p>なお、日本(日本特許法123条)、米国、英国などの各国では、特許登録後に第三者が特許の無効を求める手続きにおいて、請求人適格を利害関係人に限定することはなされていない。</p>

件名	12. PCT出願の補正範囲の拡大【継続】
現状／問題点	<p>1. PCTにより国際特許出願を行い、韓国に国内移行した場合、国内移行時に提出した翻訳文に基づいて手続補正を行うことができるが(韓国特許法208条)、翻訳文に記載されていない内容を国際出願の原文の記載に基づいて手続補正することは認められていない。</p> <p>2. しかしながら、外国出願人にとって原文に立ち戻り手続補正を行うことができない場合、原文の意図を翻訳文において十分に伝えきれない場合もあり不都合を伴うものである。</p>
改善要望	<p>1. 韓国においても、<u>PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を国際特許出願の原文に基づいて可能とするよう要望する。</u></p> <p>2. なお、本要望を反映した特許法改正については、頻繁な法改正による混乱を最小化するために、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より伺っている。しかしながら、PLT条約及びSPLT条約の早期発効は予断を許さない状況である。</p> <p>3. 一方、韓国は、ここ数年、毎年のように特許法を改正しており、特許制度の改善が進められている。</p> <p>4. ついては、本要望についても、PLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく、実現に向けてご検討いただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法</p>
備考	<p>日本ではPCTによる国際特許出願の原文に立ち戻り補正が行える制度を採用している(日本特許法184条の12第2項)。したがって、韓国人が韓国語で国際出願したものであって、日本に国内移行された特許出願は韓国語の原文に立ち戻って補正することが可能とされている。さらに、このような制度は日本のみならず米国や欧州でも採用されている。</p>

件名	13. 外国語出願の導入【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国特許庁への特許出願は韓国語で出願を行わなければならないこととされている。</p> <p>2. しかし、①パリ優先権が主張できる一年の期間が切れる直前に特許出願をせざるを得ない場合には、短期間に翻訳文を作成する必要が生じることに加え、②願書に最初に添付した明細書又は図面(すなわち外国語を韓国語に翻訳した出願当初の明細書又は図面)に記載されていない事項を出願後に補正により追加することは認められないため、外国語を韓国語に翻訳する過程で誤訳があった場合には、外国語による記載内容をもとにその誤訳を訂正することができないなど、発明の適切な保護が図れない場合がある。</p>
改善要望	<p>1. <u>外国語による特許出願を許容する外国語出願を採用することを要望する。</u></p> <p>2. なお、本要望については、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より伺っているが、本要望についてもPLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく、早期にご検討いただきたい。</p> <p>3. また、外国語出願を導入した場合の審査官の負荷増大を韓国特許庁は懸念されていると聞いているが、この点については、PCTによる国際出願が韓国の国内段階に移行した場合と同様に、外国語出願された出願の審査についても出願人から出願後の所定期間内に提出された韓国語の翻訳文をベースにして行うことにより、大きな負担増にはならないものと思慮する。</p> <p>4. また、すべての外国語出願の受け入れが困難な場合は、制度導入当初は事実上の世界共通語となっている英語などの一部の外国語に限定し、順次他の外国語を対象に加えることを要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法</p>
備考	<p>日本においては、特許法36条の2により、外国語出願が許容されている。その他、米国 37CFR1.52(d)、台湾特許法 25 条、タイ特許法に基づく省令第21号12条2項、インドネシア特許法30条2項参照。</p>

件名	14. 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間及び拒絶決定に対する不服申立期間の延長【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国においては、拒絶理由通知に対する応答の指定期間は通常2ヶ月間となっている。また、拒絶決定に対して審判、再審査などの不服申立を請求することのできる期間は30日間(期間延長が認められた場合はさらに30日間)とされている。</p> <p>2. しかしながら、韓国語文献が引用例の場合等において、引例の翻訳が必要な外国出願人にとっては、この指定期間の期間中に対応が難しいのが現状である。</p> <p>3. また、指定期間を延長することは可能であるが、延長のたびに延長申請の手続きが必要とされることから、韓国特許庁に支払う延長料とそれよりはるかに高額な代理人手数料が必要となっている。</p>
改善要望	<p>1. <u>拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヶ月間としていただきたい。</u></p> <p>2. <u>また、拒絶決定に対する不服申立(審判請求、再審査請求)の期間についても、同様に延長・長期化していただきたい。</u></p> <p>3. なお、指定期間の長期化が困難な場合は、例えば、指定期間内に応答がなかった場合は期間延長申請があったものと推定し、後日、拒絶理由通知に応答をする場合に必要な手続きと延長料を支払うなどの制度により、出願人は1ヵ月毎に延長申請をする必要がなくなるため、これについてもご検討いただきたい。このような制度を採用しても、拒絶理由通知の送達から例えば6ヶ月以内に応答又は現実の延長申請が無い場合は出願をとりさげたものと看做すなどの規定を設けることにより、出願人に拒絶理由通知に対する応答意思の無い出願が大量に蓄積する心配は無いものとする。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法</p>
備考	<p>韓国特許庁は、応答期間を長期化すると、導入を検討されている登録遅延による特許権存続期間延長制度への影響を懸念されていると承知しているが、日本において、拒絶理由通知に対する応答期間は、在外者の場合3ヵ月(申請により3ヵ月延長可能、日本方式審査便覧 04.10)である。また、拒絶査定不服審判の申立期間についても、日本においては、3ヵ月(日本特許法121条)となっている。</p> <p>その他、各国の拒絶理由通知に対する応答期間は、米国3ヶ月、EPC4ヶ月、中国4ヶ月、台湾3ヶ月となっている。</p>

件 名	15. 特許の分割出願の時期的要件の緩和【継続】
現状／問題点	<p>1. 現行制度では、特許請求の範囲が不十分なまま特許査定された出願について、出願を分割してよりの確な特許請求の範囲での権利化を目指す途が閉ざされており、実効性のある多面的・網羅的な権利取得が困難となっている。</p> <p>2. すなわち、実効性のある権利を取得するため、出願人は、特許査定を受けるまでの間に、特許請求の範囲に保護を受けようとする発明を多面的・網羅的に記載しておく必要がある。</p> <p>3. しかしながら、審査官による最終判断（査定）やそれに付随する先行技術調査結果が提示される前の段階において、どの範囲まで広く権利化できるかについて出願人自らが見通しを立てることには限界があり、特許査定時の特許請求の範囲が十分実効的なものでない場合がある。</p>
改善要望	<u>特許査定後の一定期間においても分割を可能とする制度を要望する。</u>
関連機関、 関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法</p>
備 考	日本においては、同様の制度改正を 2007 年に行い、特許査定後30日以内において分割出願が可能(日本特許法44条1項)とされ多くの出願人に好意的に受け入れられている。

件名	16. 特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【継続】
現状／問題点	<p>1. 現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項(いわゆる、マルチのマルチクレーム)については認められていない。</p> <p>2. しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考える。</p>
改善要望	<p>1. <u>いわゆるマルチのマルチクレームの表現を認めることを要望する。</u></p> <p>2. なお、本要望については、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを韓国特許庁は心配していると聞いているが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題は生じていない。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 特許法、審査基準</p>
備考	日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めている。

件名	17. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】
現状／問題点	<p>1. コンピュータ関連発明審査基準2. 2. 1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされているが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっていない。</p> <p>2. しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が生じている。</p> <p>①コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されることになる。従って、プログラムをネットワークを介して提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接、権利行使することができない。</p> <p>②一方、ユーザー一人ひとりに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また、特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているので、個人的に使用するユーザは侵害者とならない。</p>
改善要望	<p>コンピュータプログラム自体を特許法の保護対象とする方向で法改正の検討が始まっていると聞いているが、コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護ために、<u>実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを明確に規定することを要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁 <関連法令> 特許法、審査基準</p>
備考	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けることができる旨、特許法2条、審査基準に規定されている。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正により、英国においても2008年2月より、プログラム自体を特許の対象としている。</p>

件名	18. デザイン登録要件の改善(同一出願人による、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠出願の許可)【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国においては、同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠、部品の意匠を出願すると、いわゆる拡大された先願により拒絶され、登録を受けることができない(デザイン保護法第5条3項)。そのため、デザイン開発において、製品全体、個々の部品の順に順次デザインが決定されていく開発実態に合わせて適時に出願することが困難となっている。</p> <p>2. また、近年の模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった被害に対抗するための、部分意匠若しくは部品意匠の意匠権の取得が戦略的に行えないといった問題が発生している。</p> <p>3. したがって、日本において部分意匠若しくは部品意匠の意匠権を戦略的に取得すべく、全体意匠→部分意匠若しくは部品意匠の順で出願し、それぞれの優先権を主張して韓国に出願しようとする、優先権主張により韓国出願日も全体意匠→部分意匠若しくは部品意匠の順になってしまうために、後願の部分意匠若しくは部品意匠が拒絶される実情がある。</p>
改善要望	<p><u>同一出願人による出願の場合、先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠について、保護対象となるようデザイン保護法第5条3項によるデザイン登録要件に例外規定を創設し、これらを拒絶対象から除外することを要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁 <関連法令> デザイン保護法第5条第3項</p>
備考	<p>日本については、平成19年施行の改正法により、同一出願人による後願の部分意匠、部品の意匠について、いわゆる拡大された先願により拒絶されることなく、登録を受けることが可能となっている(意匠法第3条の2)。</p>

件名	19. 物品と受像機が分離している場合の画像デザインの保護の拡充 【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国の現行デザイン保護法第2条による画像デザイン制度の運用状況のもとでは、「画面デザインが物品に一時的に具現される場合にも、その物品は画面デザインを表示した状態で工業上利用できる意匠と取り扱う」とし、物品と画像との一体性が要求されている。</p> <p>2. そのため、DVD プレーヤーのような物品で、テレビやモニター等に操作内容が具現される画像デザインについて保護を受けるためには、物品をテレビやモニター等とせざるを得ないこととなり、現状としては「画像デザインが表示されたディスプレイ」などのように、物品を比較的包括的な形に特定して出願せざるを得ない状況にある。</p> <p>3. 昨今の情報技術の発展に伴い登場してきた画面デザインについては、当該物品に一般に期待される使用目的を実現するために必須であるものであっても、意匠法上、保護されないものとなっており、画面デザインを当該物品の一部として創作し、その創作に投資をしている企業等による製品開発の実情と合致しないものとなっている。</p>
改善要望	<p>画像意匠の出願について、<u>物品と受像機が分離しているとしても、当該物品の一部として画面意匠を保護し、意匠権を取得することを可能とする</u>よう、画面デザインの保護の拡充を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> デザイン保護法、審査基準</p>
備考	<p>日本では、平成19年施行の改正法から、物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護することとされ、画面デザインの保護対象が拡充された（日本意匠法第2条第2項）。</p>

件名	20. デザイン保護法におけるロゴやアイコン等の保護範囲【新規】
現状／問題点	<p>1. 韓国のロカルノ協定加入に伴い、物品とは関係ないロゴやアイコン等の分類(第32類)が導入され、その結果、権利の効力の範囲について物品の縛りがなくなることにより、むやみに権利範囲が広がることが懸念される状況である。</p> <p>2. 本来保護を求めている範囲にまで保護を与えるのは権利者の過剰な保護に繋がる。また第三者からすればデザインの制約が厳しくなり、産業の発達が阻害される恐れがある。</p>
改善要望	<p>物品の用途・機能に限定されないという考え方は残しつつ、例えば、<u>出願人が出願時に保護希望範囲を特定する等、一定の制約を設けることを要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁 <関連法令> デザイン保護法</p>
備考	<p>日本では、ロカルノ協定の第32類に該当するような物品とは関係ないロゴ等は、拒絶されている。</p>

件名	21. デザイン保護法施行規則における無審査物品の見直し【新規】
現状／問題点	<p>1. 2011年4月1日より施行されている、デザイン保護法改正施行規則に関し、無審査登録の対象となる物品が追加された。</p> <p>2. これは、流行性が強くライフサイクルの短い物品については、早期に権利付与を行うという趣旨であると理解しているが、例えば、H5(電子計算機等)が当改正で無審査物品に加わっており、この中には H5-450(コンピューター用データ出力機)に「プリンター」が入るが、プリンターのような製品は決して、流行性の強い製品ではなく、ライフサイクルは、シリーズ化された製品となると寧ろ長いとも言える。また、F5(広告用品、表示用具及び商品陳列用具)の F5-210「商品陳列用具」等も、流行性の強い製品とは言い難いと思われる。</p> <p>3. このような市場に出回る期間が、有る程度の長さ見込まれる製品については、いたずらに登録を急ぐことが却って権利活用、侵害回避の面からも後々の大きな費用、時間を伴うことになり、また、制度導入の趣旨とも矛盾するものと考えられる。</p>
改善要望	<p>以下の物品について、<u>審査物品、無審査物品の区分を見直すことを要望する。</u></p> <p>B3 日用品</p> <p>B4 カバン及び携帯用財布など</p> <p>B9 衣類及び身の回りのもの;汎用部品及び付属品</p> <p>C4 家庭用保健衛生用品</p> <p>C7 慶弔用品</p> <p>D1 室内用小型整理品用</p> <p>F5 広告用品、表示用具及び商品陳列用具</p> <p>H5 電子計算機など</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <p>特許庁</p> <p><関連法令></p> <p>デザイン保護法、デザイン保護法施行規則</p>
備考	<p>日本において、意匠権は、すべて審査を経て登録されている。</p>

件名	22. 商標の先後願に関する規定適用の判断時期改善【継続】
現状／問題点	<p>1. 先後願に関する規定適用の判断時期は、後願の「出願時」である。そのため、先願主義であるにも関わらず、出願のタイミングで後願が登録される可能性を残しており、出願人の先願の利益が失われる仕組みとなっている。</p> <p>2. 先行願に関する規定適用の判断時期が後願の「出願時」であることから、先願Aの拒絶、取下げ等の確定前に、先願Aに類似する後願Bを出願した場合、後願Bの出願中に先願Aの拒絶等が確定しても後願Bは拒絶される。そのため、権利を取得するためには出願日を繰り下げて再出願を行わなければならない。</p> <p>3. しかし、再出願前に、後願Bの後に後願Cが出願された他人の後願Cがあった場合、先後願が逆転し、再出願の後願Bは、後願Cを引用され拒絶されることになる。</p>
改善要望	<p>1. <u>先後願に関する規定適用の判断時期を、後願の「査定時」に法改正した上で、先願の審査結果を待って、後願の審査を着手する運用に変更することを要望する。</u></p> <p>2. なお、現在、韓国特許庁は、後願の審査を先願の確定まで保留する運用を実施しているとのことであるが、商標法7条3項では、先行願の判断時期を出願時と規定しており、当該運用によっても改善しない懸念がある。例えば、先願が不使用取消し審判により取り消された場合、その取消効果が出願時点までさかのぼる遡及効がないため、後願の出願時に先願が登録されていた事実には変わらず、当該問題は、依然として解決しない。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 商標法、商標審査基準</p>
備考	<p>日本商標法4条3項に一部の不登録事由については「査定時」と定めているが、先後願については明文化されていない。</p> <p>しかしながら、日本では、一般の行政処分判断時期が処分時主義を採用していることから、商標法の登録要件判断時期に「査定時」を採用している。</p> <p>欧米をはじめ、多くの国でも判断時期は「査定時」である。</p>

件名	23. 商標の指定商品の包括的な記載に関する改善【継続】
現状／問題点	<p>1. 従前では認められなかった指定商品の包括的記載表現が現在では一部認められるようになっている。</p> <p>例； （従前）インクジェットプリンター、レーザープリンター、サーマルプリンター （現在）プリンター</p> <p>2. しかし、現状では、「プリンターおよびその附属品」のような記載が認められておらず、附属品にかかる商標権を取得する場合には、使用予定の附属品に該当する商品を列挙しなければならない。また、新たな附属品に商標権の保護を求める場合には、その都度新規出願することになる。</p> <p>3. 本体商品の附属品に本体商品と同一／類似の商標を他人が付す行為は、消費者の混同を生じさせる蓋然性がある。限定列挙させる現行の運用は他人に権利取得できる余地を残すことになるため問題があると考えられる。</p>
改善要望	<p>「本体商品およびその附属品」の記載を含む<u>指定商品の包括的記載表現を広く認めるよう要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関連法令> 商標法、商標法審査基準</p>
備考	<p>日本では、「電子応用機械器具およびその附属品」等の記載表現を認めている。</p>

件名	24. 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)で提供される意匠・商標検索システムの改善【継続、一部変更】
現状／問題点	<p>1. 韓国特許庁では、ハングル語の公報に一部英訳を記載しているため、KIPRISのサービスにおいて、意匠・商標検索で英語検索が可能となっている。</p> <p>2. しかし、英訳されている公報項目は、すべての公報に対して英訳記載が実現されていないため、英語検索とハングル語検索で検索結果が異なる。</p>
改善要望	<p>KIPRISのサービス向上のため、<u>すべての意匠・商標公報について英訳を行い、英語検索とハングル語検索とで同じ結果が出せるよう改善を要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁、韓国特許情報院</p> <p><関連法令> 特になし</p>
備考	<p>日本の電子特許図書館(IPDL)のサービスでは、商標は英語で多様な条件で検索することができる。</p>

件名	25. 知的財産裁判例集の提供【新規】
現状／問題点	<p>1. 大法院のHPに「主要判決」が公開されているが、判決のすべてが公開されておらず、「主要」なものに限られている上、知的財産関連の判決としてはまとめられていない。そのため、知的財産関連の裁判所判決の調査が効率的に行えない。</p> <p>2. その他、判決文では個人情報保護のため、企業名などが伏せ字になっており、事案の把握が十分に出来ない。</p>
改善要望	<p>1. <u>法院における知的財産関連の全ての判決について、日本の知的財産高等裁判所HPのように、全文公開するよう要望する。</u></p> <p>2. また、その際、企業名について、伏せ字にせず、公開していただくと共に、法律や結論の区分、法院の別等について、検索が可能なものとしていただくよう要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 最高法院、特許法院</p> <p><関係法令> 特になし。</p>
備考	<p>日本においては、知的財産高等裁判所において、知的財産関連の判決がすべてまとめて公開されている上、テキスト検索や、その他各種の観点から検索が可能とされている。</p>

件名	26. 外国の権利者(団体)による韓国の著作権等侵害是正命令・勧告手続きのための申告の容易化【新規】
現状／問題点	<p>1. 外国の権利者(団体)が韓国におけるインターネット上の海賊版への対策として先進的な政策・法制度である著作権等侵害是正命令・勧告手続きのために申告を行おうとする場合、韓国において、韓国の関連会社・代理人等を通じて、韓国語で行わざるを得ない。</p> <p>2. そのため、当該制度は、先進的できわめて有意義であるにもかかわらず、十分に活用することが難しい。</p>
改善要望	<p><u>上記申告を、外国からインターネットを介して、又は外国において著作権委員会海外事務所を介して、英語・日本語等で行うことができるように改善することを要望する。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 文化体育観光部 韓国著作権委員会</p> <p><関係法令> 著作権法等</p>
備考	

件名	27. 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスにおける問題点【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、いまだに日本の番組を地上波枠から締め出している。韓国コンテンツが日本をはじめアジア市場を席捲する実力をつけている中、韓国でも平等に市場を開放すべきである。</p> <p>2. また、インターネット上での日本コンテンツの字幕入り違法アップロードが横行している上、テレビ番組（番組フォーマット）の模倣も横行するなど、著作物に対する知的財産権の認識が不十分である。</p>
改善要望	<p>1. 前時代的な日本コンテンツに対する規制を早急に緩和するべきであり、日韓の政府機関をその事実を再認識した上で市場開放に向けて作業を開始することを要望する。</p> <p>2. また、著作物に対する契約及び法令遵守の指導、啓蒙活動を強化し、知的財産に対するマインドを向上させるよう要望する。</p> <p>3. 特に、喫緊の課題として、インターネット上での海賊版の違法アップロードの削除および取締りの強化を図ると共に、テレビ番組のフォーマットの模倣について、韓国政府からの指導を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 文化体育観光部 韓国著作権委員会</p> <p><関係法令> 著作権法等</p>
備考	

件名	28. 水際措置の強化【継続】
現状／問題点	<p>1. 現在、関税法では原則的に商標と著作権の水際措置のみの規程となっており、特許権等への適用範囲の拡大については今後の課題である。</p> <p>2. 一方、韓国企業の技術・デザイン等の国際競争力の向上から、韓国国内に流入・流通する模倣品・海賊品が急増するものと思われ、取り締まりが急務となっている。</p>
改善要望	<p>1. <u>水際措置が適用される範囲の特許権等への拡大を早期に実現していただきたい。</u></p> <p>2. 特許権等への適用範囲の拡大については徐々に進めていく方針と伺っているところ、知的財産権侵害物品の取り締まりは、権利範囲、侵害認定の該否に専門的な知識を必要とされるため困難だとは思慮するが、昨今の韓国企業の経済活動の国際化や製品品質及び技術・デザイン等の競争力の向上にも鑑み、韓国国内に流入・流通する模倣品・海賊品の取り締まり強化の一つとして、特許権等の主要知的財産権への水際措置が可能な制度の早期実現を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 関税庁</p> <p><関連法令> 関税法 235 条</p>
備考	<p>日本の関税法では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、及び育成者権などの主要知的財産権を全て列挙し、これら権利侵害についての水際措置が可能な規程となっている（日本関税法 69 条の11 第1項第9号）。</p>

件名	29. 知的財産権侵害品の輸出入・通過規制の強化、取締り職員に対する模倣品判定教育の拡充【継続、一部変更】
現状／問題点	<p>1. 日本税関で知的財産権侵害品として差し押さえられる輸入品のうち韓国からのものは、減少傾向にあるものの、依然として相当数存在している。</p> <p>2. また、模倣品等知的財産権侵害品の流通経路が複雑化している昨今、中国からのトランシップによる模倣品の流出が懸念される状況である。</p> <p>3. 加えて、知的財産権侵害品の取締り対策のためには、輸出入、貨物通過時における税関職員等取締り職員による模倣品の取締りが重要な役目を担っているところ、当該取締り職員に対する模倣品の判定教育は、これまで以上に重要となる。</p>
改善要望	<p>1. これまで、水際措置として、韓国への輸入時における知的財産権侵害品の取締まりが行われてきたところ、今後は、<u>輸出及び通過時においても知的財産権侵害品に対する取締りを強化することを要望する。</u></p> <p>2. また、<u>税関職員に対する模倣品の判定教育について、貿易関連知的財産権保護協会の会員企業その他、模倣品の被害が実際に発生している企業についても、広く機会を提供していただきたい。</u></p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 関税庁、貿易関連知的財産権保護協会</p> <p><関連法令> 関税法</p>
備考	<p>日本、韓国はじめ、8カ国により、模倣品等の輸出入、通過禁止等を定めた模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)に署名がおこなわれ、早期発効に向けた取組みがなされているところ。また、当該条約では、当局の能力開発や知的財産権の専門家育成等も謳われている。</p>

4. 個別要望事項

<p>件名</p>	<p>30. 多数供給者契約の納品価格に関し、市場価格調査におけるインターネット価格調査の際の総合的、適正判断の必要性について【新規】</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>調達庁長は政府各機関で共通的に必要な需要物資を購入する契約の際、予め多数供給者及び供給単価(契約単価)のみ決定し、その後は各需要機関が直接該当物資の納品要求・代金決済をする契約(多数供給者契約)となっている。</p> <p>多数供給者として登録されている企業は、契約単価以下にて販売しないことを厳守する必要があり、そのため、契約単価以下にて販売していないことを証明するため、毎年税金計算書、売上取引の内訳、売上元帳などの証拠書類を提出している。</p> <p>一方、昨今のビジネス形態としてインターネットによる取引が多く存在しており、契約単価より低いオンライン価格が市場に形成されることがあるが、調達庁は、インターネット市場であっても、契約単価より低い価格で取引されている市場実態があれば、その価格に基づき契約単価の引き下げを要求してくる現状がある。</p> <p>しかしながら、インターネット市場における商品は、無店舗販売、少人数経営等の理由から安価に商品を提供できる強みがある一方、場合によっては、非公式流通ルートによる商品入手、一過性の安価広告のための販売、販売店の経営悪化による損失販売のケース等、その商業実態に関しては信頼性が欠ける部分も多く、一概にインターネット価格を市場最低価格と見なし、多数供給者にその価格を要求することは、将来的な継続取引、信頼性の面から考慮しても適切でないと考える。</p>
<p>改善要望</p>	<p>上記の現状及び問題点を踏まえ、以下の2点についてご検討願いたい。</p> <p>①価格調査の際、契約単価より低い価格があった場合、インターネット(オンライン)上の取引現況を正確に調査し、そのインターネット取引の価格が一時的である場合は当該会社の価格モニタリングした上に措置(価格の引き下げ)を取ってほしい。</p> <p>②インターネット上の価格とオフラインでの価格は差がつくのが当たり前である。即ち、オフラインでは追加のサービス(ダイレクト配送、エンジニア訪問、製造会社のサービスなど)があるのでその分高くなる。こういう点も考慮してほしい。</p>

<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連機関> 企画経済部、調達庁 <関連法令> ・調達事業に関する法律施行令第7条の2(多数供給者契約) ・多数供給者契約業務の処理規程(調達庁訓令第 1486 号,2010.3.31) の第 21 條(契約金額調整および最高優待価格)</p>
<p>備 考</p>	

件名	31. 公正取引委員会の調査の際の事前通知及び延期の承認【新規】
現状／問題点	<p>企業がコンプライアンスを違反したかどうかを把握するために政府当局より様々な調査が行われているが、その現場調査(国税庁、関税庁、労働部、環境庁などの調査)の、そのほとんどのケースは、事前通知書が一定期限前に送付されている。</p> <p>しかし、公正取引委員会の現場調査は事前通知なしで行われるケースが多く、また、事業者が公正取引委員会の処分、または調査を延期出来る条件を、以下の4つの場合だけに限定しており、実務上延期するのが難しい状況となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 天災・地変の発生。 2. 合併・引き受け、和議 又は、法廷管理申請、破産、その他これに準じる手順を追っている場合。 3. 権限のある機関から帳簿・証拠書類の押収・領置された場合。 4. 火災などによって、事業者及び事業者団体の事業遂行に重大な障害がある場合。 <p>韓国で企業を営んでいる日系企業は、本社規模は大きくものの韓国現地法人は中小企業が多いのが実態であり、事前通知なしでいきなり現場調査が入った場合、調査に適切に対応するのが難しい状況。又、少ない人員で事業活動を行っており、調査が入ることにより業務に相当の支障が出ている状況。また、又、調査を延期しようとしても法律に列挙されている延期の事由が非常に制限的なため、延期の申し込みがほぼ不可能な状況である。</p>
改善要望	<p>上記の現状及び問題点を踏まえ、以下の2点についてご検討願いたい。</p> <p>①事前通知の実施 公正取引委員会による現場調査の際、一定期限(例えば、1週間)前の事前通知を要望する。</p> <p>②調査延期事由の追加 事業者が十分に準備し、公正取引委員会の調査に応じる旨事業者から申し出がある場合、証拠隠滅、逃亡の疑いなど特別な理由がない限り、関連処分・調査を原則的に延期できるように関連法の改正を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 公正取引委員会</p> <p><関連法令> 独占規制及び公正取引に関する法律の第50条第50条の3</p>
備考	

件名	32. 電気電子製品の廃棄物管理機関の一元化【新規】
現状／問題点	<p>電気電子製品を生産している事業場で発生する各種廃棄物の処理・再活用に関する法令は二つに分かれており、その管理機関も2ヶ所に分かれている。</p> <p>即ち、廃棄物管理法の管轄機関は地方環境庁であり、電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(以下資源循環法)の管轄機関は韓国環境公団である。</p> <p>廃棄物の排出・収集・再活用・処分をしようとするものは地方環境庁の ALLBARO- System に入力することになっている。又、資源循環法により産業廃棄物(指定廃棄物)は韓国環境公団の ECOAS- System に入力しなければいけない。</p> <p>上記のように似たようなデータ及び実績資料などを管轄機関ごとに申告、管理されているため、会社内部では二重手間がかかることがあり、業務上の損失及び混線が発生されている。</p>
改善要望	<p>上記の現状及び問題点を踏まえ、以下の点について要望する。</p> <p>上記のように廃棄物を管理する機関が二つに分かれており、一般会社としては業務が増え、担当管理人員が必要になり固定費が上昇しているため、電気電子製品の廃棄物処理について管理機関の一元化を要望する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 環境部傘下の地方環境庁及び韓国環境公団</p> <p><関連法令> 廃棄物管理法 第18条の第3項 電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律 第39条</p>
備考	

件名	33. 薬価事後管理制度の改善【継続】
現状／問題点	<p>【現状】</p> <p>特許満了医薬品の薬価を特許満了時に▲30%、その1年後に合計▲46.45%一括して強制的に引き下げる薬価事後管理制度案が、8月12日付で韓国保険福祉部から発表された。(2012年から実施予定)</p> <p>【問題点】</p> <p>特許満了 Original の強制一律引下げ幅は、現状の-20%でも過大であり、今回の政府案:特許満了時-30%、1年経過後-46.5%は尋常ではない。</p> <p>Original と Generic との現行制度での差 15%は過小であり、まして本案では特許満了1年後の差は0%である。Original と Generic の薬価の差はむしろ拡大されるべきで、政府案でも Original と Generic の価格差が小さい点を問題にしていながら、その逆の対策となっている。</p> <p>政策による強制的一律大幅値下げによって、Original、Generic ともに企業が取りうる事業戦略の選択肢は著しく限定され、企業間の適正な自由価格競争が阻害される。</p> <p>対象患者数、対象疾患の重篤度、開発経緯、特許の強度、製造原価、競合状況、販売企業による情報活動の付加価値、等々、個々の医薬品の価値が、医療と言う市場で評価されて価格が形成され、薬価が修正されていくべきである。</p> <p>昨年11月から導入された市場価格連動薬価制度は、そもそも、そのような考え方にも配慮して施行されたと認識している。ただし、政府の権限でインセンティブをつけてまで過大な薬価差競争を誘引しようとする同制度の手法に賛同しているわけではない。個々の医薬品の価値に省みることなく、一律に強制引下げしてしまうと言う手法は、あまりにも乱暴すぎる。</p>
改善要望	<p>韓国政府が2011年8月に発表した、「特許満了医薬品の薬価を、2012年に現行水準価格の53.55%まで一括して引き下げる制度」についての見直しを要望する。</p> <p>(1) 特許満了に伴う Original の強制引下げ幅を圧縮する。</p> <p>(2) Original と Generic の薬価の差を拡大する。</p> <p>(3) その上で、Original と Generic の自由価格競争を誘引するために、Original と Generic に「市場型実取引価制度」を適用する。医療機関への保険償還と患者の自己負担部分は実購入価格によるものとし、市場実取引価格は次年度の薬価に反映させる。</p>

改善要望	<p>ただし、</p> <p>① 政府による医療機関、保険薬局へのインセンティブ支払は撤廃する。 (理由) 理由過度の価格競争が現出して薬剤の適正使用が阻害され、医薬品取り扱い各当事者に値引き交渉への経営資源投下と言う医療の非効率化が生じるため。</p> <p>② 10%以上の市場取引価格と薬価との乖離幅については、薬価切下げから減免するとした経過措置も撤廃する。 (理由) 10%以上の乖離幅で価格競争が展開する場合、①と同様の憂慮すべき事象が発生するからである。価格競争状態がそのまま薬価に反映されるという透明なルールがあつてこそ、自由な価格競争が実現し、医療保険財政にとっての適正な薬剤費も実現される。経過措置の必要があるのであれば、それはかつて日本が行ったように、Reasonable Zone(R Zone)を順次圧縮していく、という方法が望ましい。なお、加重平均市場価格連動薬価制度を採用した当時の日本には、過大な薬価マージンに経営資源を依存していた多くの医療機関が存在していた、という事象があつた。韓国の医療機関には、薬価マージンが存在しなかったことから、このような経過措置は不要、とも考えられる。</p> <p>例)R Zone1年目:15%、2年目:10%、3年目:5%、4年目0%、とした場合、1年目から4年目まで、市場価格が引き続き同様の20%の薬価乖離率で形成されていれば、薬価改定率をそれぞれ-5%、-10%、-15%、-20%、とする。</p> <p>③ 各企業の研究開発費投資実績の資格要件が満たされれば、市場価格の薬価乖離幅がどれほど過大でも、薬価切下げ幅は10%までとされる特例も撤廃する。</p> <p>1) 第一の理由は、個別製品の価値はあくまで製品毎に市場で評価され、そして製品毎に個別に価格が形成されるのであって、販売する企業毎に評価されるものではないからである。市場での自由価格競争に、研究開発投資への経済的誘導と言う全く別の要素を持ち込むべきではない。研究開発投資への経済的誘導は、政府案にもある通りの様々な手立てを講じればよいことである。</p> <p>2) 第二の理由は、海外本社との連結ベースで研究開発投資をする外資企業にとって一方的に不利になるからである。</p> <p>3) 第三の理由は、①と同様である。</p>
------	--

	<p>(4) リベートの介在による不公正な取引が立件された医薬品については、減免措置無しの即時の厳正な薬価切下げ措置を講じる。</p> <p>(5) 既存の他の薬価事後管理緒制度のうち、趣旨が重複するものについては撤廃し、市販後の薬価推移についての透明感を保証し、予測可能性を向上させる。</p>
<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連機関> 保健福祉部</p> <p><関連法令> 国民健康保険法「新医療技術などの決定・調整」(保健福祉部公示)</p>
<p>備 考</p>	

件名	34.新薬の薬価算定プロセスの改善【継続】
現状／問題点	<p>【現状】</p> <p>薬価算定交渉の二元化による低薬価算定と交渉長期化の多発</p> <p>【問題点】</p> <p>2007年1月、保険薬価算定制度が Positive List System へ変更されて以降、新薬の算定薬価は先進7ヶ国の平均値の35%と、諸外国に比し極端に低くなっている。</p> <p>また同時期から、健康保険審査評価院（以下 HIRA: Health Insurance Review & Assessment Service）に加えて、健康保険公団（以下 NHIC: National Health Insurance Corporation）との二重の薬価交渉となった結果、交渉期間が徒に長期化し、さらには交渉決裂となるケースも多く、長い時間と莫大な開発投資をかけ保健当局に有効性／安全性が認められ許可された新薬が、日常の保険診療に使用せず保険償還されない状態が続くことが多発している。</p> <p>2009年1月から2009年4月までの期間で、59品目の新薬が許可されたが、それらが承認されるまでの薬価交渉に概ね平均1年半も要している（最長3年のケースも散見）。この内、交渉が成立し保険償還されるようになった品目は29品目に留まっており、交渉決裂の意思表示があったものが9品目、事実上決裂していると思われるものも7品目に上っている。</p> <p>低薬価算定を目的とした交渉長期化により、新薬開発投資の回収期間である特許期間は事実上短縮され、低薬価算定により長期交渉に疲弊した製薬企業の経済的利益はさらに圧迫され、収益期待期間の短縮と低価格により、新薬開発投資費用の回収すら難しくなっている。また、韓国内で多大の開発投資を行って販売許可を取得した新薬と云えども、事業展開による投資回収の目途が立たないことにより、製品発売を見送る品目が多数出現している。</p> <p>NHIC が個別製薬企業と薬価交渉を行うことの法的根拠は「国民健康保険法 第42条(1)項」であるとされているが(参考*1)、根拠としていかにも薄弱であり、規制当局に準ずる機関と個別民間企業との間では、交渉当事者同士としての力関係に著しく不均衡があり、公正かつ合理的な交渉は成立していないのが現状である。</p>

<p>改善要望</p>	<p>(1) HIRA と NHIC の業務分担を明確化し、薬価算定交渉の重複的な製薬企業への負担の改善を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新薬薬価交渉窓口を以前のように HIRA に一元化していただきたい。 ・HIRA との新薬の薬価取得過程で、医療経済評価 (HTA ; Health Technology Assessment) によって算定薬価の合理性が立証された場合は、その価格を尊重していただきたい。 <p>(2) 合理的に欠ける下記規定を撤廃していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同種同効品のジェネリックを含めた加重平均値が上限価格とされる。」 ・「3カ国以下保険薬価登載が3カ国以下の場合、参照価格最低価の80%で薬価算定する。」(アジア開発医薬品に限る)
<p>関連する機関、 関連法令等</p>	<p><関連機関> 保健福祉部、健康保険審査評価院、国民健康保険公団</p> <p><関連法令> 国民健康保険法 第42条(療養給与費用の算定など) 療養給与費用は、国民健康保険公団理事長と大統領令で定める医薬系を代表する者との契約を通じて決める。この場合、契約期間は1年とする。<改訂 1999.12.31> 「新医療技術などの決定及び調整基準」(保健福祉部公示) 「薬価交渉指針」(国民健康保険公団公告)</p>
<p>備考</p>	

5. 生活環境改善分野

件名	35. 交通問題の改善【継続／内容変更】
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩道を走行するオートバイ、 2. 信号無視する車、路上駐車取締り、進めないにもかかわらず渋滞交差点内に進入し、さらなる渋滞を生み出す車両 3. 急発進、急停車するバス
改善要望	<p>歩行者の安全確保の観点から、さらなる取締りの強化、罰則の規定、交通ルールの厳守、交通モラルの向上を指導することを要望する。</p> <p>バスの急停車、急発進については、老人、子供等については転倒する危険性も高く、公共交通機関として乱暴な運転を避けるなど、運転手のモラルについて指導、教育願いたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 行政安全部</p> <p><関係法令> 道路交通法</p>
備考	